

A Brief Comment on Information Moral Education in Intellectual Property  
Graduate School of Systems & Information Engineering, Tsukuba University, Koide, Atsushi;  
Graduate School of Humanities & Social Science, Tsukuba University, Hoshino, Yutaka

---

情報モラル・一般モラル・社会常識

---

## 1. 本発表の課題

近年における教育基本法の改正や小、中、高等学校における新しい学習指導要領の施行など、学校教育をとりまく法律、規則等の改正が盛んになされている。学習指導要領の改正においては知財教育の重要性においても一定の考慮がなされ、高等学校では情報科をはじめ公民科、中学校においては技術科など幅広い教科において「知的財産」が取り入れられるようになった。従来は「知財権」教育として、音楽CD、DVD、ゲームソフトなどの視聴、利用といった知的財産の「利用・活用」に対する教育は含まれていた。加えて、パソコン、携帯電話を含むコンピュータやインターネットのより一層の普及が進んだこともあり、近年ではプロフィール、ブログサイトの開設をはじめ、知的財産の「制作・公開」の側面が新たに加わるようになったと思われる。

しかしながら、無秩序な知的財産の「制作・公開」は、その影響力の大きさからも、一般の社会生活においても一定のルール、マナーがあるように、「制作・公開」においても遵守すべきネット上のエチケット、「ネチケット」教育の必要性が叫ばれている。学習指導要領は、従来の「知財権」教育と新しい「ネチケット」教育を併せた形態で、学校が「情報モラル」教育として展開することを要請している。既存の教科書、副読本等によると、典型的には音楽CDをP2Pで第三者に公開、芸能人の写真を撮ってブログに公開、違法サイトからPCソフトをダウンロードなどの知らない間に権利を侵害してしまう事例が掲げられている。確かに「情報モラル」教育における教育内容については、教科書により一定の取り組みはされてほぼ確立していると思われる。

しかしながら、なぜ「情報モラル」なのか、「一般モラル（社会常識）」との違いはあるのか、なぜ学校が「情報モラル」教育を行うべきなのか、といった単純な疑問については、十分な検討がなされているとは言い難い。本発表では学校が行っている「情報モラル」教育において自由な立場から疑問を想定し、深耕を試行した。本段階では問題提起の域をまだでないものもあるが、検討過程について報告する。

## 2. 「情報モラル」と「一般モラル」との相違

情報モラルをコンピュータ利用のモラルと定義づけるならば、対比される概念として社会生活における一般モラルがある。第一の疑問は、「情報モラル」が特殊なものか、あるいは「一般モラル」の延長なのかという点である。

情報モラルと一般モラルの比較をする前に、インターネット普及と情報モラルの歴史

について概観してみたい。パソコンやインターネットが家庭にほとんど普及していなかった1990年代後半頃は、「情報モラル」という用語は存在しておらず、ネット利用上の注意すべきことが周知されていたといえる状況にはなかったように思われる。この当時、番組とは関係ない者がある番組名を騙ったとされる「チェーンメール」のインパクトは大きく、これに加担してしまった利用者も多かったといわれている。これに対し、2000年代前半には、各家庭にパソコンとインターネットの一定の普及がなされ、ネットワーク上の迷惑行為が架空請求、詐欺などが新手の「犯罪」として社会で注目されるようになった。この時期に「情報モラル」という用語もコンセンサスが得られるようになってきたと思われる。そして、2000年代後半になると、情報科の学習指導要領で「情報モラル」教育がとりあげられるようになってきた。従って、実際に学校で「情報モラル」教育がなされてきたのは数年前からであるともいわれている。上述のチェーンメールについての事例でも見られるとおり、インターネットなど最新の技術と共にネット上の好ましくないと思われる行為が一般家庭に入り込むと、場当たり的な対策では凌ぐことができない。そこで、学習指導要領は、場当たり的な対策ではなく、問題と対策を体系的に統合・整理したものを「情報モラル」として再定義しようとしたのではないかと思われる。

インターネットは、パソコンとネットワーク接続環境さえあれば、誰もが世界中の不特定多数の人に情報発信できるし、影響力がある。一般モラルはほぼ確立しており、社会常識さえ持っていれば、たとえ「一般モラル」が時代とともに変わってくとしても正相反な結果を生むことはないと思われるが、「情報モラル」では「一般モラル」の蓄積が必ずしも適切な対応をもたらすとはいえない点に注意する必要がある。

例として、スパムメール、架空請求メールといった迷惑メールについての対応を考えてみると、「一般モラル」の延長であるならば、迷惑メールの発信者に対して「このようなメールは不要なので以降送付しないほしい」とメールを返信するといった「正義感」に基づく対応も考えられなくはないが、迷惑メール発信者に対して、受信者のメールアドレスそのものの情報を提供してしまうという、全く逆の結果をもたらすことになってしまう。迷惑メールに対しては、無視する、受信フィルタリング、あるいはメールアドレスの変更をすべきというのが「情報モラル」において適切とされる対応である。このように、情報モラルは一般モラルの延長として考えるのも現状では難しいことから、情報モラルは特殊なものとして認識する必要があるかもしれない。しかしながら、特殊なものであったとしても実際は、「情報モラルとは\*\*な特殊性がある」と断言できるには乏しく、現状は場当たり対策の集大成になってしまっていると思われる。

以上の点につき、学習指導要領では「情報技術の進展により、…情報モラルの内容…が数年先には標準的でなくなる可能性もあるので、授業で扱う具体例などは適宜見直すことが必要」と言及することとどまっており、「情報モラル教育」の内容については教員自身に委ねられている。絶えず見直しを行うなら場当たり対策の蓄積でもやむをえないということになるが、「情報モラル」の位置づけについては、現状の位置づけも、将来の方向性も見いだせないところに、最大の問題があるように思われる。

### 3. 情報に特有の性質

小学校の図工科を典型として、良いとされる生徒の作品を見本として「良いものを真

似るように」と教えられていることが多い。第二の疑問は、この指導が「情報モラル教育」のなかでは、著作権とどう関係するかという点である。確かに図工科においては、良いとされるものを真似たところで、全く同じものが出来上がることはまずなく、真似た生徒の作品においては何らかのオリジナリティーある作品が出来上がるため、このような指導は適切であると思われる。しかしながら、情報科の場合は、ワープロ文書作成の課題など完全に同じものができ上がることもありうる。これは、情報に特有の性質、すなわち、特定の物理的媒体に依存しない、つまり、すべてが情報という目に見えないものから構成されており、コピーが容易、ネットワークを通じて移転可能などの特徴を持っていることから説明づけられる。従って、「情報モラル教育」においては、図工科で行われてきた「真似る」という指導の仕方には慎重になるべきである。

他法、コピーが容易、ネットワークを通じて移転可能などの情報の特徴については、調査方法の側面についても変容が及んでいる。インターネット上には膨大な量の情報が存在しており、各種検索エンジンなどの利用方法さえ習得すれば、紙の上での調査と比較して欲しい情報が短時間で効率よく収集することができる。インターネット上の百科事典の典型としてはウィキペディアが知られているが、確かに欲しい情報を短時間で効率よく収集することができる。しかしながら、執筆者や出所が不明であることが多く、その真偽については書物など紙媒体以上に慎重になる必要がある。

翻って、ネット上のリソースは慎重に吟味する必要があるというのが従来の常識であったが、これについては近年見直しがなされつつある。すなわち、伝統的なインターネットを利用した調査のなかでも、ネットリソースが時代の趨勢となる従来と逆の現象にも注目すべきである。実際、従来は、出版物などに書かれていることこそが出所が明らかで正しかろうといわれていたが、インターネット上のリソースのほうが正確であることも少なくなってきたといわれる。制作者だけでなく、編集者、出版社といった他者のレビューを通過して発行された出版物を規制された情報というならば、情報元において制作者の一存だけで自由に発信された規制されない情報という新たな選択肢が生まれたことになる。このような状況からは、後者の規制されない情報のなかから屑情報を排除し、有用なものを見分ける技術も求められることになるであろう。

以上を要するに、情報はコピーが容易であり、かつ、コピー&ペーストで全く同じものを作成することが可能であるため、インターネットを利用した調査課題を指示するときには「真似る」ということには慎重になるべきと結論づけられる。また、情報を効率的に検索する技術が求められる分、良いものと悪いものを見極め、後者には排除し、あるいはそもそも接触しない、という「情報モラル」が、教育上必要となるものと考えられる。

#### 4. 携帯電話教育

現在の学校では、生徒の携帯電話所持に対して、原則禁止とするところが多い。これは、ある意味で情報の危険性に対する事前対処の一種であるが、携帯電話に象徴される情報の危険性と利便性をいかに教えるべきか、という点が第三の疑問として生じてくる。

生徒の携帯電話の持ち込みが拡大すると、例えば体育の授業中などに教員の責任下で携帯電話を預からなければならないなど、教育現場におけるある意味でのコストを強いられることも事実である。しかしながら、登下校時などにおける家族からの緊急の連絡をとり

たいときに利用できるなど、生徒が学校に携帯電話を持ち込むことの利便性についても考慮すべきである、との見解も根強くある。また、この問題については、各家庭の経済格差について配慮すべきか等、解決が必ずしも単純でない背景があることにも注意しなければならない。高校生の携帯電話所持率は確かに高いが、その電話料金についての支払いが生徒自身のアルバイト等により賄われていることや、通話料金が高額になった月などの延滞の問題については、建前からすれば、各家庭の私的領域としての経済状況の問題であり、情報モラルの本来の対象とはならないかもしれない。しかしながら、携帯電話の利用料金の不払いにより、携帯電話契約の解除がなされ、かかる経済情報が、将来において自動車・住宅ローン等の契約審査において不利益を被る可能性も否定ないことは、社会的なリスクの問題として、学校で教育すべき範疇の問題とも考えられる。

以上のことからすると、情報モラルとして、携帯電話をめぐる利便性のほか、携帯電話の料金未納問題とそこから生徒の将来に派生しかねない問題など、より現実問題にも配慮をする必要があるのではないかと思われる。

## 5. 「情報モラル」の教育場所

学習指導要領は、学校が教えるべきことを列挙するものであるが、「情報モラル」は果たして学校が教えるべきか、という第四の疑問がある。近時の学校は、チームティーチングや少人数教育など生徒一人一人を意識した教育に向けてのあらゆる取り組みをしているが、基本的には、一律による画一的な教育を原則としている。画一的な教育が有効である前提には、教育内容が確立していることがあると思われるが、情報モラルについては、前述のとおり内容が確立しているとは言い難く、むしろ流動的という点に特徴がある。例として、ツイッターを典型とする情報発信などについては、ごく最近普及したためもあつてか、現行の教科書や副読本には何も記述がない。果たして教員は、教科書や副読本にも記載のない亜流のような情報モラルというべきものまで教えることができるのだろうか。

ここで、モラル教育の検討のための参考として、技術とモラルの関係について考えてみたい。例えば、自動車学校においては、自動車運転の技術とモラルがほぼ確立しているので、運転技術と運転モラルを同時にかつ効率的に教えることができる。しかしながら、情報モラルについては、技術が常に「不完全」であり、そこにモラルがついていくのがやっとならざるを得ないのが現状である。コンピュータの技術は1946年のENIAC発祥以来常に発展途上であるといつてよく、今世紀にはいつても数年において何らかの形態において変化が常態化している。高等学校の情報科の教科書は、数年おきに改訂されているが、現実の利用形態に対応しきれていないとは言い難く、情報技術とモラルとの間の乖離を避けられない結果、技術とモラルを同時にかつ効率的に教えることは困難なのが現状である。

他方、スポーツマンシップを例に考えてみると、スポーツマンシップを教えることが適任であるのは、その方面の「権威」であるプロのスポーツマンであると言われることがある。そうすると、学校における「情報モラル」教育においても、教員自身が情報の「権威」であるべきこととなるが、既存の教員に対する知識普及や研修体制をどのように整備し、どのような情報モラル教育が実現できるかは、未知数である部分が多い。

このように、情報モラル教育の人的側面である、情報技術に精通した専門家の育成と情報モラルの専門家の育成との関係も、今後の重要な検討課題であると思われる。